

（令和8年度入学生対象）
山口県保育士修学資金貸付の手引き
（高校生用）



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉人材部
山口県福祉人材センター

〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI維新ホール3階

TEL：083-902-2355 FAX：083-902-5877

E-Mail： jinzai@yg-you-i-net.or.jp

目 次

1	保育士修学資金貸付制度について	1
2	令和8年度保育士修学資金貸付 募集要項	2
3	申請時に高校より提出していただく書類及び記入例	6
4	養成施設入学後に養成施設を通じて提出していただく書類及び記入例	9
5	申請（高校在学中）から養成施設入学までの流れ	10
6	養成施設在学中から返還免除までの流れ	11
7	貸付後の各種手続き	12
8	社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士修学資金貸付実施要綱	13
9	様式	
	第1号様式-① 保育士修学資金貸付申請書	17
	第2号様式-① 推薦書	19
	第3号様式 誓約書	20
	第4号様式 口座振込申出書	21
	第5号様式 届出書（変更届）	22
	第6号様式 保育所等の従事状況の届出書	23
	第7号様式 連帯保証人変更承認申請書	24
	第8号様式 返還債務免除申請書	25
	第9号様式 返還申立書	26
	第10号様式 返還猶予申請書	27
	※その他	
	・保育士修学資金貸付事業における 個人情報取り扱いについて（別紙様式①）	28
	・申請チェックリスト	29
10	記入例	
	第5号様式 届出書（変更届）（住所変更）	30
	第5号様式 届出書（変更届）（氏名変更）	31

1 保育士修学資金貸付制度について

社会福祉法人山口県社会福祉協議会におきましては、令和7年度に保育士を目指す学生の修学支援のため高校生向け保育士修学資金貸付内定制度を創設いたしました。

本年度の募集につきまして、内容を十分お読みになり、ご家族等と話し合った上で、申請を希望する方は在学する高校を通じて申請してください。

また、高校に在学している期間は、書類の提出は高校を通じて行ってください。住所等の変更等の届出は、高校に申し出たうえ、随時直ちに高校を通じて届出てください。高校卒業後の手続き等は入学後の養成施設を通じて行うことになります。

山口県保育士修学資金に係る手続き等についてのご案内を本書にとりまとめております。

問い合わせ先・書類の提出先

貸付けに関する問い合わせ先、申請書の送付先は、以下の通りです。

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉人材部
山口県福祉人材センター・保育士修学資金貸付事業担当

〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1番1号

KDDI維新ホール3階

TEL : 083-902-2355 FAX : 083-902-5877

E-Mail : jinzai@yg-you-i-net.or.jp

●ホームページ <https://yamaguchi-fjc.jp>

山口県福祉人材センター

検索

2 令和8年度保育士修学資金貸付 募集要項

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
令和8年度 保育士修学資金貸付 募集要項

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター

1 事業の目的

この事業は、山口県内の指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金（以下「修学資金」という）を貸付けることにより、山口県内において保育人材の確保を図ることを目的としています。

2 貸付対象者

令和8年4月に、山口県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）（※1）に入学予定の方で、卒業後保育士として山口県内の保育所等（※2）において児童の保護等に従事する意思を有する方。

※山口県に居住する高校3年生が募集の対象となります。

※職業訓練生等の方は対象になりません。

（※1 山口県知事の指定する養成施設とは 五十音順）

- | | |
|------------------|-----------|
| ・岩国短期大学 | ・梅光学院大学 |
| ・宇部フロンティア大学短期大学部 | ・山口学芸大学 |
| ・至誠館大学 | ・山口芸術短期大学 |
| ・下関短期大学 | ・山口短期大学 |
| ・東亜大学 | |

（※2 保育所等とは）

区域	施設種別		根拠法令
山口県内施設	保育所（公立を含む）		児童福祉法第7条
	認定こども園		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
	保育所以外の児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）		児童福祉法第7条
	児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設		児童福祉法第6条の2の2第2項・第3項
	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設		児童福祉法第12条の4
	地域型保育事業	家庭的保育事業	児童福祉法第6条の3第9項
		小規模保育事業	児童福祉法第6条の3第10項
		居宅訪問型保育事業	児童福祉法第6条の3第11項
		事業所内保育事業	児童福祉法第6条の3第12項
	病児保育事業		児童福祉法第6条の3第13項
	乳児等通園支援事業		児童福祉法第6条の3第23項
特例保育(離島その他の地域)		子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	

3 貸付額・貸付期間

（1）貸付額は、学費分として月額50,000円以内（無利子）です。

ただし、学費分を貸付ける場合に限り、次の①②を加算することができます。

①入学準備金 養成施設入学年度の初回の貸付時に限り、200,000円以内

②就職準備金 卒業時に限り、200,000円以内

また、月額の貸付けを受けていない者に対しては、最終学年に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000円以内とします。

この場合において就職準備金のみ貸付対象者については、本要綱上、保育士修学資金貸付の貸付対象者と同様に取り扱うものとします。

（2）貸付期間は養成施設に在学する期間（正規の修学期間）とします。ただし、2年間を限度とします。

4 貸付けの申込方法

申請は、高校を通じて貸付申請書（実施要綱別記第1号様式-①）に次の書類を添えてお申し込みください。

- (1) 高校の学校長の推薦書（実施要綱別記第2号様式-①）
- (2) 個人情報の取扱いについて（別紙様式①）
- (3) 世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。）の住民票の写し及び世帯全員の直近の所得証明書（いずれも申請日より3か月以内発行、コピー不可）
- (4) 社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長が申請書の審査等に特に必要があると認めるときは、必要と認める書類

時期	申請者	高校	山口県社協
高校3年生の 7月～9月	●必要書類の提出 ・貸付申請書 ・個人情報取扱同意書 ・世帯全員の住民票 ・世帯全員の所得証明書（最新のもの）	●必要書類取りまとめ ●推薦書の作成・添付 ●「保育士修学資金貸付に係る推薦一覧」の作成・添付	●確認
11月～12月	●学校から申請者に通知書を配布	●「内定通知書」又は「不承認通知書」を学校が受取	●審査・選定 ※応募数が定員を超えた場合は選定となります
2月～3月	●進路決定	●「貸付内定者卒業後の進路報告書」を学校から県社協へ提出	●確認 ※県内の養成施設に進学しない場合は、貸付内定取消となります。
時期	申請者	養成校	山口県社協
養成校入学直後（令和8年4月）	●必要書類を進学先の養成校に提出 ・誓約書 ・連帯保証人の印鑑登録証明書	●必要書類取りまとめ ●「修学状況報告書」の作成・添付	●確認
	●養成校から申請者に決定通知書を配布	●「決定通知書」を学校が受領 ●「口座振込申出書」の提出を申請者に指導	●貸付決定
	●口座振込申出書を養成校に提出	●口座振込申出書を取りまとめ、社協に提出	●確認
6月下旬予定 ※初回のみ (4～6月分)	●指定口座へ入金		●送金

※内定者の氏名等については、取りまとめの迅速化と送金等を円滑に行うため、事前に「進学先」へ連絡しますので、個人情報に関して個人情報取扱同意書を提出いただく必要があります。

5 貸付けの内定・進路決定後の手続

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。
応募数が定員を超えた場合は、世帯の所得状況により選定となる可能性があります。

進路決定後、高校を通じて「貸付内定者卒業後の進路報告書」を提出してください。
また、進学後は養成施設を通じて次の書類を県社協へ提出してください。

○誓約書（実施要綱別記第3号様式）

※ 連帯保証人（日本国内に住所を有すること）が必要です。

※ 本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書（申請日より3か月以内発行）を添付）し、収入印紙（200円）を貼り右側に申請者、左側に連帯保証人の割印を押印してください。

6 貸付けの決定・貸付金の振込み

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。
貸付決定後、口座振込申出書（第4号様式）を提出してください。口座振込申出書の口座名義人は、申請者本人に限ります。なお、貸付決定額は、原則年4回（4月、7月、10月、1月）に分けて振込みます。

7 返還の免除

（1）全額免除

①卒業後、1年以内に保育士登録を行い山口県内の保育所等（※2）で、保育士として児童の保護等の業務に従事し、引き続き5年間（※3）従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

※2 前ページ参照

※3 中高年離職者又は過疎地域内等で従事された方は3年間

注1）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（産休・育休含む）により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。
ただし、当該業務従事期間には算入しません。復帰後から残りの従事期間を算入できます。

注2）従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

②業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

（2）一部免除

○山口県内の保育所等で、保育士として児童の保護等の業務に引き続き2年以上従事した場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

8 返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。返還期限までに返還できない場合は、年3%の延滞利子がつきます。（返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。）

（1）修学資金の貸付を解除されたとき。

（2）死亡したとき、又は心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。（業務従事中を除く。）

（3）養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき。

（4）山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなくなったとき。

9 他制度との併用について

○保育士修学資金は、修学のために必要な範囲で他の制度との併用を認めていますが、以下の通り併用ができない制度もあります。

(1) 併用可能な制度の例

- ・日本学生支援機構奨学金・高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）・高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）・職業訓練受講給付金・日本政策金融公庫等その他の教育ローン

(2) 併用できない制度の例

- ・山口県ひとづくり財団奨学金・母子父子寡婦福祉資金・生活福祉資金（教育支援資金）
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
- ・その他国費による貸付や給付を受けられる方
（就職後）保育士就職支援金就職準備金貸付

10 提出期限

令和7年（2025年）9月30日（火）必着※

（※高校から山口県社会福祉協議会への提出期限です。各高校への提出期限はその前になりますので、在学している高校にてご確認ください。）

（※書類不備の場合は受理できません。）

11 問い合わせ先・書類の提出先

貸付けに関する問い合わせ先、申請書の送付先は、以下の通りです。
なお、条件等の詳細は、山口県福祉人材センターにお問い合わせください。

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉人材部
山口県福祉人材センター・保育士修学資金貸付事業担当

〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI維新ホール3階

TEL : 083-902-2355 FAX : 083-902-5877

E-Mail : jinzai@yg-you-i-net.or.jp

●ホームページ <https://yamaguchi-fjc.jp>

山口県福祉人材センター

検索

3 申請時に高校より提出していただく書類及び記入例

①貸付申請書（第1号様式-①）（申請希望者が記入・高校にてとりまとめ提出）

記入例		
保育士修学資金貸付申請書（高校生向け）		
山口県社会福祉協議会会長 様		年 月 日
〒 住 所 フリガナ 申請者 氏 名 （生年月日 年 月 日）（満 歳） 電 話 携 帯		
下記のとおり保育士修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。		
記 金 1, 600, 000 円		
1 貸付申請額 2 特記事項 学費 +入学準備金(希望者のみ) +就職準備金(希望者のみ)		
申請額	学 費 分	1, 200, 000 円 (月額 50, 000 円 × 24 か月)
の 内 訳	入学準備金	200, 000 円
	就職準備金	200, 000 円
在学高校	名 称	○○高校 ○○科 令和8 年3月卒業見込
進学予定 の養成 施設等	名 称	○○短期大学
	学科・コース	○○学部○○学科
貸 付 希 望 期 間		令和8 年 4 月から 令和10 年 3 月まで 24 か月
養成施設卒業後の 希 望 就 職 先 施設の種別（保育所・認定こども 園・児童福祉施設等） ※要綱第3条に規定する施設又は事業		第1希望 認定こども園 第2希望 保育園 ※保育士修学資金実施要綱第3条に 規定する施設又は事業の種別

裏面に続く

申 立 書

私は、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士修学資金貸付実施要綱を遵守し、保育士の資格を取得するため学業に専念し、保育士となるため必要な知識及び技能を修得し、また、保育士の資格を取得後は、実施要綱に定める修学資金の返還免除対象業務に返還免除対象期間引き続いて従事いたします。

※申請者(高校生)が自署、押印すること

氏名

○○ ○○

印

(※申請者が未成年の場合は、親権者又は後見人が署名押印してください。同意書に記入できない事情がある場合は本会までご相談ください。)

同 意 書

申請者が保育士修学資金の貸付けを申請することについて同意します。

年 月 日
(親権者又は後見人)

住所

氏名
申請者との関係

(親権者又は後見人)

住所

氏名
申請者との関係

※申請時点で、申請者(高校生)が18歳未満の場合は、親権者2名の記入をお願いします。

本人自署

※貸付金借受者・親権者又は後見人の住所・氏名等は、各自「自署」すること。押印は各自各々の印を使用すること。

3 添付書類

- ①学校長の推薦書(第2号様式-①)
- ②個人情報の取扱いについて(別紙様式①)
- ③世帯全員(申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。)の住民票の写し及び世帯全員の直近の所得証明書(いずれも申請日より3か月以内発行、コピー不可)

1 個人情報の利用目的

保育士修学資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、修学資金等の貸付・返還等を適切に行うことを目的として個人情報を取得・利用いたします。

2 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設や高校、保育施設・事業所、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。

4 個人情報の本事業目的外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外へ利用すること、および上記3「個人情報の利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合
- ・火災・災害など緊急事で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏洩・毀損のないように努めます。個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。

6 個人情報の本人への開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

保育士修学資金貸付事業における個人情報の取扱同意書

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会長 様

保育士修学資金貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

年 月 日 貸付申請者 _____ (印)
(本人自署)

※署名捺印し、期日を記載してください。

※申請者(高校生)が自署、押印すること

4 養成施設入学後に養成施設を通じて提出していただく書類及び記入例

②誓約書（第3号様式）（申請希望者が記入・養成施設にてとりまとめ提出）

3号様式（第5条関係）

記入例

連帯保証人の印(実印)で割印

収入印紙

印

印

申請者の印で割印

誓約書

200円の収入印紙を貼付

山口県社会福祉協議会会長 様

この度、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士修学資金貸付実施要綱に基づく貸付金の貸付けを受けるに当たって、同実施要綱の各条項を承知の上、これを遵守することを誓約します。

また、貸付金を返還する場合には返還期限までに返還します。

年 月 日

貸付金借受者 氏

住所

フリガナ
氏名

電話

携帯

※申請者(養成施設在學生)が自署すること

印

上記の者に係る貸付金の借入れについて、貸付金借受者と連帯して債務を負担することを誓約します。

年 月 日

連帯保証人 氏

住所

フリガナ
氏名

電話

携帯

※連帯保証人が自署すること
(印鑑登録証明書と同じ実印にて押印)

添付書類

連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日より3か月以内発行）

※①貸付金借受者・連帯保証人の住所・氏名等は、各自「自署」すること。

②連帯保証人は、日本国内に住所を有するものであること。

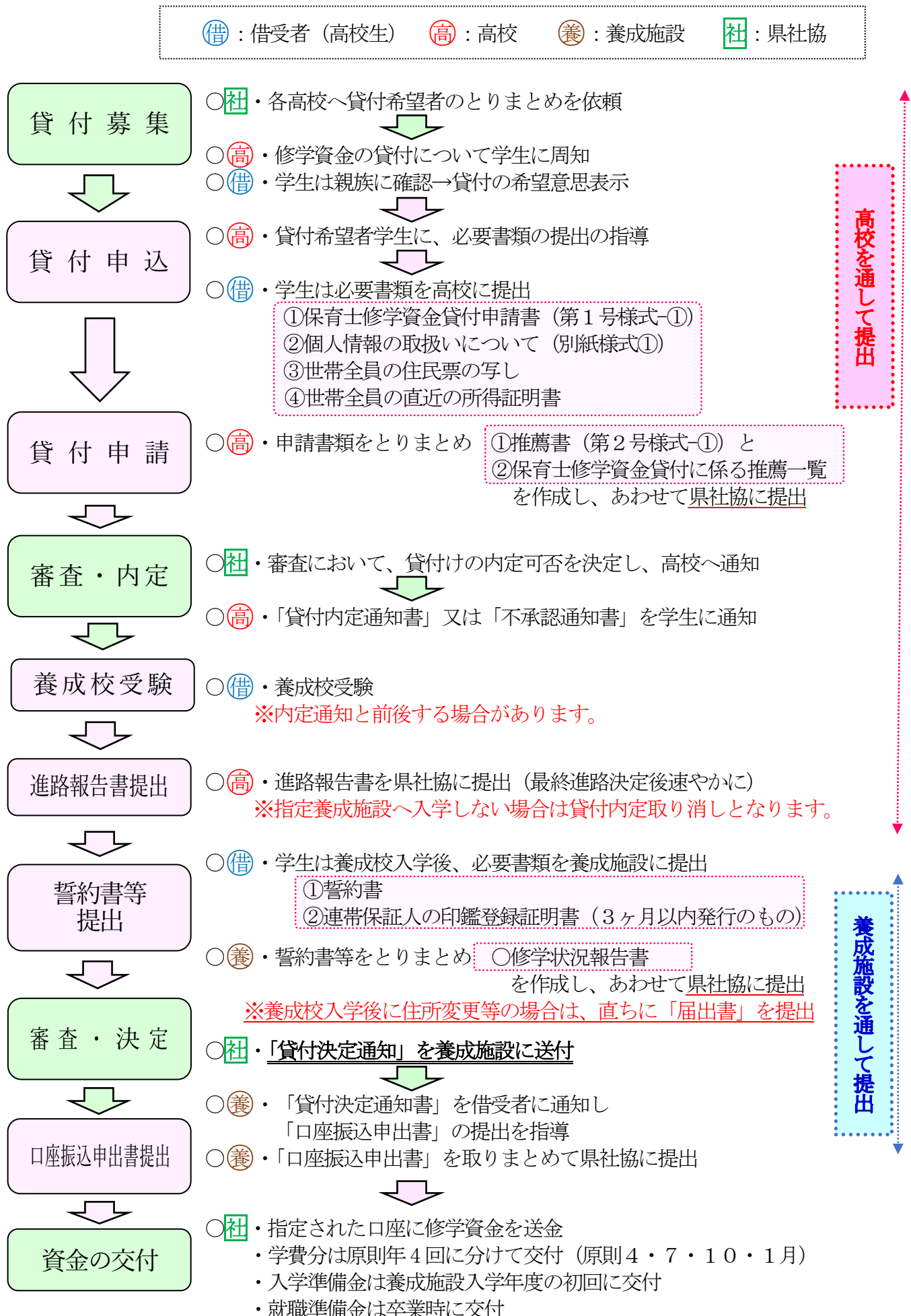
③貸付金借受者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人（親権者又は後見人）でなければならないものとする。

ただし、保証人として適当である法定代理人がいないときはこの限りでない。

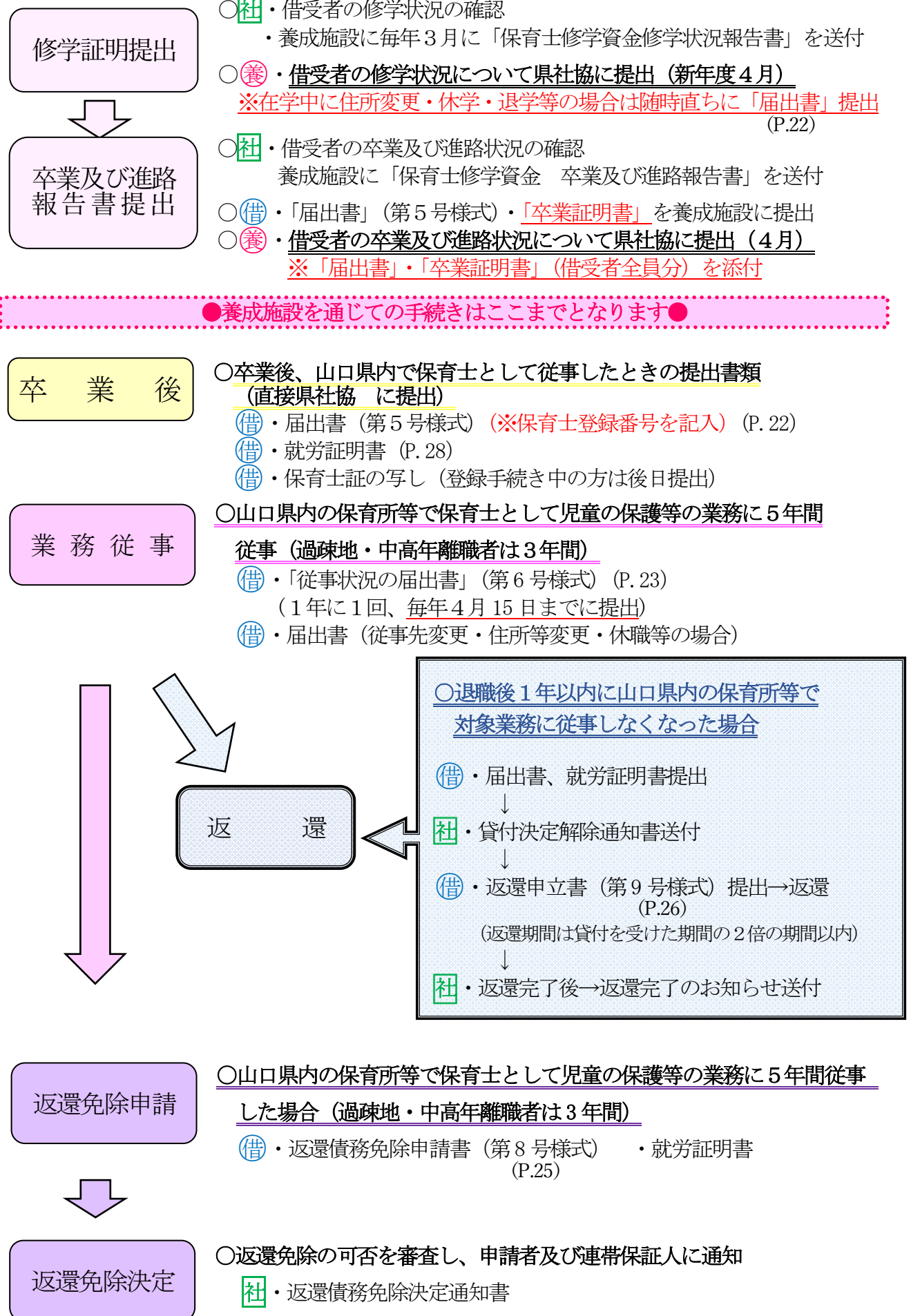
④連帯保証人の「印」は、印鑑登録証明書と同一の印を押印のこと。

5 申請（高校在学中）から養成施設入学までの流れ

■貸付申請の申し込みは高校を通じて書類を提出して下さい。



6 養成施設在学中から返還免除までの流れ



7 貸付後の各種手続き

次の事項が生じた場合は、速やかに県社協に届け出て下さい。

	事 項	提出書類	様 式	備 考 (添付書類等)
養成施設在学中	休学した時・停学の処分を受けた時	届 出 書	第 5 号様式	休学する期間・停学の期間が確認できる証明書を添付
	留年したとき (→返還猶予申請については届出書受理後、別途通知します。)	届 出 書	第 5 号様式	留年したことが確認できる証明書を添付
	休学・停学・留年し復学したとき	届 出 書	第 5 号様式	復学した日が確認できる証明書を添付
	退学したとき (→返還については届出書受理後、別途通知します。)	届 出 書	第 5 号様式	退学した日が確認できる証明書を添付
	貸付を辞退するとき	届 出 書	第 5 号様式	辞退する理由を記入
共通	借受人及び連帯保証人の住所に変更があったとき	届 出 書	第 5 号様式	備考欄に変更前、変更後の住所を記入して下さい。 住民票の添付は不要
	借受人及び連帯保証人の氏名に変更があったとき	届 出 書	第 5 号様式	氏名変更の場合、戸籍抄本を添付
	借受人が死亡した時	届 出 書	第 5 号様式	連帯保証人が届出。死亡を確認できる書類 (住民票除票・死亡届等) を添付
	連帯保証人を変更するとき	連帯保証人 変 更 承 認 申 請 書	第 7 号様式	変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書 (発行から 3 か月以内) を添付
	返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった時	届 出 書	第 5 号様式	該当しなくなった理由を記入。 (退学・退職・従事業務変更等、日付けと事由を確認できる証明書等を添付)
	貸付けの目的を達成する見込みがなくなった時	届 出 書	第 5 号様式	理由を記入 (退学・退職・従事業務変更等の、日付けと事由を確認できる証明書等を添付)
従事中	退職したとき	届 出 書	第 5 号様式	退職日が確認できる就労証明書を添付
	従事先を変更したとき (※退職・再就職：退職後、 1年以内に再就職した場合)	届 出 書	第 5 号様式	変更前の退職日が確認できる就労証明書と、変更後の入職日が確認できる就労証明書を添付
	休職するとき (産休・育休含む)	届 出 書	第 5 号様式	予定休職期間 (産休・育休含む) を記入して下さい。
	復職したとき (産休・育休含む)	届 出 書	第 5 号様式	復職したときに、実際の休職期間 (産休・育休含む) を記入して下さい。従事できなかった期間を証明した就労証明書を添付
	就業している間	従 事 状 況 届 出 書	第 6 号様式	1 年に 1 回、毎年 4 月 15 日までに提出 (要綱第 10 条)
	返還免除要件を満たしたとき	返 還 債 務 免除申請書	第 8 号様式	就労証明書を添付
	返還免除要件を満たさず当該業務を退職したとき	届 出 書	第 5 号様式	退職日が確認できる就労証明書を添付
		返還申立書	第 9 号様式	
	業務上の事由により本人が死亡、又は疾病等により業務を継続できなくなったとき	返 還 債 務 免除申請書	第 8 号様式	就労証明書・事由を証明できる書類を添付。死亡の場合は連帯保証人が提出

8 社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士修学資金貸付実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金（以下「修学資金」という）を貸付けることにより、山口県内において保育人材の確保を図ることを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

第2条 社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、保育士修学資金の貸付けを行うものとする。

(修学資金の貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付対象は、以下のいずれも満たす者とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者。

(2) 卒業後、保育士として、山口県内の以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）において児童の保護等に従事する意思を有する者とする。

ア 児童福祉法第7条に規定する「保育所」

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する「認定こども園」

ウ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、同条第3項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

キ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

2 養成施設の入学前に貸付対象者の選定を受ける場合は、前項に加え、山口県内に居住し、かつ高校卒業後、山口県知事の指定する養成施設に入学する者を対象とする。

(貸付期間、貸付額及び利子等)

第4条 貸付期間は養成施設に在学する期間（正規の修学期間）とする。ただし、2年間を限度とする。

2 貸付額は、予算の範囲内において、無利子で貸付けるものとする。貸付額は学費分として月額50,000円以内とする。ただし、学費分を貸付ける場合に限り、次の（1）から（2）に定める額を加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 養成施設入学年度の初回の貸付時に限り、200,000円以内

(2) 就職準備金 卒業時に限り、200,000円以内

3 第3条に定める対象者であって月額の貸付けを受けていない者に対しては、最終学年の開始時（4年制の場合は4年開始時、2年制の場合は2年開始時）に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000円以内とする。

この場合において、就職準備金のみを貸付対象者については、本要綱上、修学資金貸付の貸付対象者と同様に取り扱うものとする。

(貸付けの申請方法等)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、保育士修学資金貸付申請書（別記第1号様式）

に次の関係書類、また、県社協会長（以下「会長」という。）が申請内容の審査等に特に必要であると認めるときは、会長が必要と認める書類を添えて会長に提出するものとする。なお、貸付けの申込みに当たっては、千円単位の額を借受け金額として記載する。また、申請書の提出期間を会長が特に定めている場合は、その期間に提出するものとする。

（１）養成施設の長の推薦書（別記第２号様式）（養成施設の入学前に貸付対象者の選定を受ける場合は、在籍する高校の長の推薦書）

（２）誓約書（別記第３号様式）（連帯保証人の印鑑登録証明書添付（発行から３か月以内））

（３）世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。）の住民票の写し及び世帯全員の前年の所得証明書（発行から３か月以内）

（保証人）

第６条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、提出する誓約書（別記第３号様式）に、選任した連帯保証人と連署、押印しなければならない。

なお、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人（親権者又は後見人）でなければならないものとする。

ただし、保証人として適当である法定代理人がいないときはこの限りでない。

２ 連帯保証人は、日本国内に住所を有するものであること。

３ 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付けの決定等）

第７条 会長は、第５条の規定による修学資金の貸付けの申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内において、修学資金を貸付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により修学資金の貸付けの申請をした者に通知する。（以下、会長が決定、承認等を行った場合も同様とするものとする。）

２ 貸付けの決定を受けた者は、決定に係る内容に変更があったときは、直ちに届け出て、変更の決定を受けるものとする。

ただし、決定した貸付金額について、増額の変更はできないものとする。

また、次条に規定する振り込みを受ける前までに、決定の解除を申し出、決定の解除を受けることができる。

（貸付けの方法）

第８条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、直ちに口座振込申出書（別記第４号様式）を会長に提出しなければならない。

２ 会長は、前項の口座振込申出書の提出を受け、貸付決定額を原則年４回に分けて、申出者の口座に振り込むものとする。ただし、第４条第２項に定める入学準備金及び就職準備金については、入学準備金は養成施設入学年度の初回の貸付時に、就職準備金は卒業時に振り込むものとし、同条第３項に定める就職準備金については、最終学年の開始時（４年制の場合は４年開始時、２年制の場合は２年開始時）に振り込むものとする。

（貸付けの解除及び貸付けの休止）

第９条 会長は、修学資金の貸付けを現に受けている者（以下「借受者」という。借受けを終了した者も含む、以下同じ。）が次に定める状況等により資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるときは、修学資金の貸付けを解除するものとする。

（１）退学したとき。

（２）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（３）学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

（４）死亡したとき。

（５）その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

２ 会長は、借受者が修学資金の貸付期間中に貸付けの解除を申し出たときは、その貸付けを解除するものとする。

３ 会長は、修学資金の借受者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。ただし、既に貸付けの振り込みを受けているときは、次の振り込みで休止期間の貸付金を精算する。

４ 会長は、貸付けを解除したときは、直ちにその旨を書面により借受者又はその相続人及び連

帯保証人に通知する。

(届出等)

第10条 修学資金の借受者（借受者が死亡したときは、その保証人又は相続人）は、前条各項及び以下に掲げる事由に該当するに至ったときは、直ちに届出書（別記第5号様式）に当該事実を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

- (1) 退学し、休学し、停学の処分を受け、復学し、又は卒業したとき。
 - (2) 第15条の規定により猶予期間を設けた場合にあっては、同条に掲げる事由に該当しなくなったとき。
 - (3) 養成施設を卒業した日（第15条の規定により猶予期間を設けた場合にあっては当該期間が満了した日）から1年以内に保育士登録を行い、かつ、山口県内において第12条に規定する返還免除対象業務に従事したとき。
 - (4) 山口県内において第12条に規定する返還免除対象業務に従事しなくなったとき。
 - (5) 勤務先を変更した場合の新たな保育所等の名称。ただし、退職後直ちに再就職し、勤務の継続性が認められる場合に限る。
 - (6) 本人及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったときはその内容。
- 2 修学資金の借受者は、前項に定めるもののほか、借受終了後、第12条（1）に規定する期間は、毎年4月15日までに山口県内の保育所等に従事している旨の届出（別記第6号様式）を会長に提出しなければならない。ただし、第12条の規定により修学資金の返還の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

(連帯保証人の変更)

第11条 借受者が連帯保証人を変更しようとする場合は、連帯保証人変更承認申請書（別記第7号様式）で会長に申請し、その承認を得なければならない。

(返還の債務の当然免除)

第12条 会長は、借受者から第10条の届出又は以下の各号に該当するとして提出された保育士修学資金返還債務免除申請書（別記第8号様式）により次の各号の一に該当するに至ったと判断したときは、貸付けた修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、保育士として山口県内の保育所等において児童の保護等（以下「返還免除対象業務」という。）に従事し、かつ、保育士登録日と返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年間（過疎地域、離島及び中山間地域等において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3年間）（以下「返還免除対象期間」という。）、引き続き返還免除対象業務に従事したとき。

ただし、従事先施設等の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入する。

また、返還免除対象業務に従事後、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、会長が認める期間を限度に、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(返還)

第13条 借受者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。以下「償還期間」という。）内に、会長が定める金額を月賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付けを解除されたとき。
- (2) 借受者が養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として登録せず、又は山口県内において前条の返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (3) 借受者が山口県内において前条に規定する返還免除対象業務に従事する意思がなくなっ

たとき。

- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったとき。
- 2 会長は定めた額を通知し、借受者は保育士修学資金返還申立書（別記第9号様式）を提出するものとする。
- 3 第1項の償還期間は借受けた期間の2倍の期間とし、月賦による毎月の返還額均等割りに百円以下の端数が生じた場合は、その端数は最終償還に加算されるものとする。

（返還の債務の裁量免除）

第14条 会長は、借受者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 山口県内において2年以上第12条(1)に規程する返還免除対象業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

（返還の債務の履行猶予）

第15条 会長は、借受者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、借受者は(1)及び(3)に該当する場合は、返還猶予申請書（別記第10号様式）を提出するものとする。

- (1) 貸付けの解除後も引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。
- (2) 山口県内において第12条(1)の返還免除対象業務に従事しているとき。
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（延滞利子）

第16条 会長は、借受者が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。この場合、1年に満たない期間については、年365日の日割り計算による。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として徴収しないことができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、「保育士修学資金の貸付け等について（令和7年3月31日こ成基第37号こども家庭庁長官通知）」、「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（令和7年3月31日こ成基第38号こども家庭庁長官通知）」、山口県との協議により、この要綱の施行について適正に執行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、令和5年7月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和7年5月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（第1号様式～第10号様式）

第1号様式-① (第5条関係)

貸付決定番号

第

号

年 月 日

⌊

住所

フリガナ

申請者 氏 名

(生年月日 年 月 日) (満 歳)

電話

携 帶

下記のとおり保育士修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 貸付申請額

金

•

四

2 特記事項

裏面に続く

申 立 書

私は、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士修学資金貸付実施要綱を遵守し、保育士の資格を取得するため学業に専念し、保育士となるため必要な知識及び技能を修得し、また、保育士の資格を取得後は、実施要綱に定める修学資金の返還免除対象業務に返還免除対象期間引き続いて従事いたします。

氏名

㊞

(※申請者が未成年の場合は、親権者又は後見人が署名押印してください。同意書に記入できない事情がある場合は本会までご相談ください。)

同 意 書

申請者が保育士修学資金の貸付けを申請することについて同意します。

年 月 日

(親権者又は後見人)

住所

氏名

㊞

申請者との関係

(親権者又は後見人)

住所

氏名

㊞

申請者との関係

※貸付金借受者・親権者又は後見人の住所・氏名等は、各自「自署」すること。押印は各自各々の印を使用すること。

3 添付書類

①学校長の推薦書(第2号様式-①)

②個人情報の取扱いについて(別紙様式①)

③世帯全員(申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。)の住民票の写し及び世帯全員の直近の所得証明書(いずれも申請日より3か月以内発行、コピー不可)

推 薦 書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

学校所在地 〒

学 校 名

学 校 長 名



担当者氏名

電 話

下記の者は保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので、推薦します。

記

入 学 年 月 日	年 月 日
学 科 ・ コ ー ス	
学 年	
フ リ ガ ナ	
氏 名	
所 見 (人物・成績等)	
推 薦 理 由	

収入印紙

誓 約 書

山口県社会福祉協議会会長 様

この度、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士修学資金貸付実施要綱に基づく貸付金の貸付けを受けるに当たって、同実施要綱の各条項を承知の上、これを遵守することを誓約します。
また、貸付金を返還する場合には返還期限までに返還します。

年 月 日

貸付金借受者 〒
住所

フリガナ
氏名

㊞

電話
携帯

上記の者に係る貸付金の借入れについて、貸付金借受者と連帯して債務を負担することを誓約します。

年 月 日

連帯保証人 〒
住所

フリガナ
氏名

㊞

電話
携帯

申請者との関係

添付書類

連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日より3か月以内発行）

※①貸付金借受者・連帯保証人の住所・フリガナ氏名等は、各自「自署」すること。

②連帯保証人は、日本国内に住所を有するものであること。

③貸付金借受者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人（親権者又は後見人）でなければならないものとする。

ただし、保証人として適当である法定代理人がいないときはこの限りでない。

④連帯保証人の「印」は、印鑑登録証明書と同一の印を押印のこと。

保育士修学資金貸付金口座振込申出書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒
住所
フリガナ
氏名
電話
携帯

貸付決定番号	第 号
--------	-----

保育士修学資金の支払いについては、下記金融機関の口座に振り込んでください。

記

金 融 機 関	銀行 信用金庫 組合 (支店・支所)								
預金の種類及び 口 座 番 号	1 普通預金 2 当座預金 No. <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
(フリガナ) 口 座 名 義 人	()								

- *支店と支所、預金種類は該当するものを○で囲んでください。
- *口座名義人は、申出者と同一のこと。
- *ゆうちょ銀行で、通帳見開きページの「銀行使用欄」に番号が記載されている場合はその番号を記入して下さい。

保育所等の従事状況の届出書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒

住所

借受者 氏名

電話

携帯

貸付決定番号

第

号

保育士修学資金貸付実施要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり届出をします。

記

勤務保育所等	所在地 名 称	
従 事 職 種	☐ 保育士 ☐ 保育教諭 ☐ その他（ ）	
従事開始日	年 月 日	
従 事 状 況	1. 従事状況 ☐ 年4月1日現在業務従事中 ☐ 年 月 日から休職中 2. 勤務保育所等の状況 ☐ 届出済みと同じ ☐ 変更	

注1：□に✓を記入してください。

注2：毎年、4月15日（必着）までに定例報告として提出してください。

注3：この従事状況の届出は、就職した事業所に引き続いて勤務していることの届出です。
したがって、勤務事業所を退職したり、再就職した場合で未届けの場合は事業所の
就労証明書を添えて別途届出書（第5号様式）を提出してください。

連帯保証人変更承認申請書

山口県社会福祉協議会会長 様

年 月 日

借受者 ㊦ 住所
フリガナ 氏名 ㊦
電話
携帯

変更前の ㊦ 住所
連帯保証人 フリガナ 氏名 ㊦
電話
携帯

下記のとおり連帯保証人を変更したいので、保育士修学資金貸付実施要綱第11条の規定により申請します。

記

貸付決定番号		第 号		
変更後の 連帯保証人	住 所	㊦ 電話 (携帯)		
	フリガナ 氏 名		借受者との 関 係	
	生年月日	年 月 日	職 業	
変 更 の 理 由				



誓 約 書

上記の借受者に係る社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士修学資金貸付実施要綱に基づく貸付金の借入れについて、借受者と連帯して債務を負担することを誓約します。

年 月 日

連帯保証人 ㊦ 住所
フリガナ 氏名 ㊦
電話

注：変更前変更後とも連帯保証人の「印」は印鑑登録証明書と同一の印を押印のこと
添付書類：変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日より3か月以内発行）

保育士修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒

住所

申請者

フリガナ
氏名

電話

携帯

下記のとおり保育士修学資金の（全部・一部）の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
記

貸付決定番号	第 号	
借受者氏名		
貸付期間	年 月から 年 月まで	
貸付総額	金 円	
免除申請額	金 円	
在職期間	勤務先名称	勤務期間
		年 月～ 年 月まで・現在
		年 月～ 年 月まで・現在
		年 月～ 年 月まで・現在
申請事由 (□に✓を入れてください)	☐ 養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い、山口県内の保育所等で児童の保護等に従事し、5年間（中高年離職者又は過疎地域内等で従事された方は3年間）引き続き従事した。 ☐ 養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い、山口県内の保育所等で児童の保護等に従事し、2年以上引き続き従事した。 ☐ 業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった。 ☐ 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還できなくなった。	
上記事由の発生	発生の時： 年 月 日	
上記事由を証する理由等		

添付書類

- (1) 就労証明書
- (2) 業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡した場合には、死亡が確認できる書類の写し・施設長の申立書（任意様式）
- (3) 業務に従事している期間中に、業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合には、医師の診断書・施設長の申立書（任意様式）
- (4) 死亡した場合には、死亡が確認できる書類の写し
- (5) 障害による場合には、医師の診断書

注：免除に係る事由が発生したときは、必ず提出すること。

保育士修学資金返還申立書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒
住所
貸付金の借受者 フリガナ氏名 ⑩
電話
携帯

〒
住所
連帯保証人 フリガナ氏名 ⑩
電話
携帯

貸付けを受けた保育士修学資金は、下記のとおり返還します。

記

貸付決定番号	第 号
返還総額	金 円
返還期間	年 月 日 から 年 月 日まで (か月間)
返還方法	月賦 ・ 一括
1回の返還額	円 (ただし、最終 円)
返還金の振込日等	毎月 日 までに 山口県社会福祉協議会会長名の口座に振り込みます。

保育士修学資金返還猶予申請書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒

申請者 住所

フリガナ
氏名

電話

携帯

下記のとおり保育士修学資金の返還猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付決定番号	第 号	貸付期間	年 月から 年 月まで か月
返 還 猶 予 の 申 請 理 由 (□に✓を入れて ください)	☐ 貸付の解除後も引き続き貸付決定時に在学していた保育士養成施設に在学している。 ☐ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある		
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで か月間		

添付書類（※事実を証する書類等を添付）

- (1) 留年、休学等で卒業まで返還を猶予する場合は「在学証明書」
- (2) 災害による場合には、罹災証明書や被災証明書等、被災したことを証明する書類
- (3) 疾病、負傷の場合には、医師の診断書
- (4) やむを得ない事由がある場合には、それを証明する書類

保育士修学資金貸付事業における個人情報の取扱いについて

1 個人情報の利用目的

保育士修学資金貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、修学資金等の貸付・返還等を適切に行うことを目的として個人情報を取得・利用いたします。

2 個人情報の取得について

本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設や高校、保育施設・事業所、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。

4 個人情報の本事業目的外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外へ利用すること、および上記3「個人情報の利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合
- ・火災・災害など緊急事で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏洩・毀損のないように努めます。個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。

6 個人情報の本人への開示について

本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

保育士修学資金貸付事業における個人情報の取扱同意書

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会長 様

保育士修学資金貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

年 月 日 貸付申請者 _____ (印)
(本人自署)

※署名捺印し、期日を記載してください。

県社協受付日：

保育士修学資金貸付申請チェックリスト【申請時】

高 校 名

申請者氏名

【記載内容確認チェック】

No.	様 式	内 容	チェック✓	備考
※	実施要綱及び募集要項	社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士修学資金貸付実施要綱及び令和8年度募集要項を確認しましたか。	☐	
1	貸付申請書 (第1号様式-①)	すべて記入しましたか。	☐	
2		ボールペンで記入しましたか。(鉛筆、消えるボールペン不可)	☐	
3		修正がある場合は、二重線で訂正後、訂正印を押印しましたか。(修正テープ不可)	☐	
4	(裏面)	申立書に、申請者(高校生)が自署し、押印しましたか。	☐	
5		【申請者が未成年の場合】 同意書に、親権者又は後見人が自署、押印しましたか。	☐	
6	別紙様式①	申請者(高校生)が自署し、押印しましたか。	☐	

【添付書類チェック】

No.	書 類 名	チェック✓	備考
①	学校の長の推薦書(第2号様式-①) →※申請者から申請書等提出後、学校にて添付して下さい	☐	
②	世帯全員(申請者及び申請者と同一生計にある者全員)の住民票の写し(コピー不可) (申請日より3か月以内発行)	☐	
③	世帯全員(申請者及び申請者と同一生計にある者全員)の直近の所得証明書 (申請日より3か月以内発行)	☐	

上記の書類が全て揃ったら、このチェックリストをつけて提出してください。

記入例（住所変更）

届出書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

提出日

〒
住所
フリガナ
氏名
電話
携帯

貸付決定番号 第 号

保育士修学資金貸付実施要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり届出をします。

記

届出の内容 又は理由 (□に✓を入れ てください)	在学中 ☐ 退学した ☐ 休学し又は停学の処分を受けた ☐ 休学し又は停学の処分後に復学した ☐ 返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった ☐ 心身の故障のため修学を継続することができなくなった ☐ 学業成績が著しく不良となった ☐ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなった ☐ 貸付の辞退 ☒ 本人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があった ☐ 借受者が死亡（連帯保証人が届出） 卒業後 ☐ 卒業した ☐ 保育士養成施設を卒業後1年以内に、保育士登録を行い就職（返還免除対象業務に従事）した 保育士登録番号 _____ ☐ 保育士養成施設卒業後1年以内に、 ☐ 保育士登録を行わなかった ☐ 返還免除対象業務に従事しなかった 従事中 ☐ 山口県内において返還免除対象業務に従事しなくなった ☐ 心身の故障のため勤務を継続することができなくなった ☐ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなった ☐ 退職した ☐ 就職していた勤務先を変更（再就職、法人における人事異動）した 新たな勤務先の名称 _____ ☐ 疾病、その他の理由による休職（産休・育休含む） ☐ 疾病、その他の理由による休職から復職した（産休・育休含む） ☐ 返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった ☐ 本人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があった ☐ 借受者が死亡（連帯保証人が届出）
備考	(変更前) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市…… (変更後) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市…… (年 月 日～)

※事実を証する書類等を添付

住民票の添付は必要ありません

記入例（氏名変更）

届 出 書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

提出日

〒
住所
フリガナ
氏名
電話
携帯

貸付決定番号 第 号

保育士修学資金貸付実施要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり届出をします。

記

届出の内容 又は理由 (□に✓を入れ てください)	在学中 ☐ 退学した ☐ 休学し又は停学の処分を受けた ☐ 休学し又は停学の処分後に復学した ☐ 返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった ☐ 心身の故障のため修学を継続することができなくなった ☐ 学業成績が著しく不良となった ☐ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなった ☐ 貸付の辞退 ☒ 本人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があった ☐ 借受者が死亡（連帯保証人が届出） 卒業後 ☐ 卒業した ☐ 保育士養成施設を卒業後1年以内に、保育士登録を行い就職（返還免除対象業務に従事）した 保育士登録番号 _____ ☐ 保育士養成施設卒業後1年以内に、 ☐ 保育士登録を行わなかった ☐ 返還免除対象業務に従事しなかった 従事中 ☐ 山口県内において返還免除対象業務に従事しなくなった ☐ 心身の故障のため勤務を継続することができなくなった ☐ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなった ☐ 退職した ☐ 就職していた勤務先を変更（再就職、法人における人事異動）した 新たな勤務先の名称 _____ ☐ 疾病、その他の理由による休職（産休・育休含む） ☐ 疾病、その他の理由による休職から復職した（産休・育休含む） ☐ 返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった ☐ 本人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があった ☐ 借受者が死亡（連帯保証人が届出）
備 考	(変更前) ○○ ○○ (変更後) ○○ ○○ (年 月 日～) ※確認できる戸籍抄本を添付して下さい

※事実を証する書類等を添付

覚 書

1 貸付内定番号	第 _____ 号
2 受 験 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
3 合 格 発 表 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
4 養成校入学年月	_____ 年 _____ 月
5 誓約書提出日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
6 貸付決定番号	第 保修 _____ 号
7 貸 付 決 定 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
8 貸 付 決 定 額	合 計： _____ 円
	①学 費 分：月額 _____ 円 × _____ か月 計 _____ 円
	②入学準備金： _____ 円
	③就職準備金： _____ 円
9 貸 付 期 間	_____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月
10 卒 業 年 月	_____ 年 _____ 月

※切り取って封筒に貼り、書類の提出等に使用してください。

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行
(保育士修学資金貸付担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行
(保育士修学資金貸付担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行
(保育士修学資金貸付担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行
(保育士修学資金貸付担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行
(保育士修学資金貸付担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行
(保育士修学資金貸付担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行
(保育士修学資金貸付担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行
(保育士修学資金貸付担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行
(保育士修学資金貸付担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行
(保育士修学資金貸付担当)

